

## 佐賀県告示第百五十六号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式（平成二十一年佐賀県告示第百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、この告示による改正前の佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

様式第百五号から様式第百五号の三までの規定中「~~田簿~~母簿」を「~~簿~~母簿」に改める。